

### 第38回全国都市緑化くまもとフェアロゴマーク使用に関する要綱

制定 令和3年4月1日 会長決裁

改正 令和3年7月1日 全国都市緑化フェア推進室長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、第38回全国都市緑化くまもとフェア実行委員会（以下「実行委員会」という。）が管理する、第38回全国都市緑化くまもとフェアロゴマークデザイン（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 ロゴマークの使用を希望する者は、あらかじめ使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、必要な書類を添付した使用届（様式第2号）の提出のみとする。

- (1) 国又は地方公共団体が広報を目的（下記使用例参照）に使用する場合
- (2) 協賛者（ただし協賛ランク「ゴールドパートナー」以上の者）が使用する場合
- (3) 実行委員会の構成団体が広報を目的（下記使用例参照）に使用する場合
- (4) 学校教育法第1条に掲げる学校が教育の目的で使用する場合
- (5) 各会場で実施する催事・出展等の実施主体が広報を目的（下記使用例参照）に使用する場合
- (6) 上記のほか、会長が適当と認めた場合

#### 【広報における使用例】

- ・事業所等における掲示
- ・ホームページへの掲載
- ・刊行物（各種パンフレット等）への掲載
- ・社員用名刺への表示
- ・ノベルティグッズとして配布

※上記以外への使用可否については、個別に判断。

2 前項に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認申請書及び使用届の提出を省略することができるものとする。

- (1) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (2) 主催者の職員が広報の目的で使用する場合
- (3) 上記のほか、会長が適当と認めた場合

(使用承認)

第3条 会長は、前条による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。この場合において、会長が必要と認めるとき

は、条件を付すことができる。

- (1) 前条第1項第2号に該当しないものが商品開発・販売をする場合
- (2) 「第38回全国都市緑化くまもとフェア」の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (3) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しない場合
- (4) 消費者の利益を害するおそれがある場合
- (5) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (6) 特定の個人又は団体の売名行為に利用されるおそれがある場合
- (7) 事業所等が自己のシンボルマーク又は商標、意匠として使用するおそれがある場合
- (8) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (9) 上記のほか、会長が不相当と認めた場合

2 前項の承認は、使用（変更）承認通知書（様式第3号）をもって行うものとする。

（使用承認期間）

第4条 ロゴマークの使用許可は、使用を承認した日から実行委員会が解散した日または令和5年3月31日のいずれか早い日までとする。ただし、使用形態等により会長がそれ以前の使用期限を付すことができる。

（使用料）

第5条 使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第6条 ロゴマークを使用する者（以下「ロゴマーク使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認または届出の内容により使用し、会長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 実行委員会により定められた色、形等を正しく使用し、デザイン（色、形、字体など）を改変しないこと。
- (4) 承認または届出にかかる制作物等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められる場合は、その写真の提出をもって代えることができる。

（承認または届出内容の変更等）

第7条 ロゴマークの使用承認を受けた者が、承認の内容について変更しようとするときは、あらかじめ使用内容変更申請書（様式第4号）に必要な書類を添付して会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、ロゴマークの使用を届け出た者が、その届出の内容について変更しようとするときは、必要な書類を添付した使用内容変更届出書（様式第4-1号）の提出のみとする。

2 前項の承認は、使用（変更）承認書（様式第3号）をもって行う。

3 第2条から前条までの規定は、前項の場合に準用する。

（承認の取り消し等）

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認の取り消し、使用停止及び使用物件の回収等の措置を講ずることができる。

- (1) ロゴマーク使用者がこの要綱に違反したとき。
  - (2) ロゴマーク使用者が使用承認に付した条件に違反したとき。
  - (3) 申請書または届出書の内容に虚偽のあることが判明したとき。
  - (4) その他、ロゴマークの使用継続が不適當であると認められたとき。
- 2 前項の承認の取り消しは、使用承認取消書（様式第5号）をもって行う。
- 3 会長は、ロゴマーク使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査をすることができる。

（使用の非独占性）

第9条 ロゴマーク使用者は、会長が承認した使用承認申請書または届出書記載の内容に限定してロゴマークを使用し、それは非独占的になされるものとする。

（経費等の負担）

第10条 実行委員会は、本要綱によりロゴマーク使用の承認等を行ったものに対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第11条 実行委員会は、ロゴマーク使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

（その他）

第12条 本要綱に定めるもののほか、ロゴマーク使用に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。